

四国運輸株式会社 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、すべての従業員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年9月1日～2026年8月31日

2. 目標と取組内容

(1) 女性社員の比率を10%以上にする（正社員女性割合7.6%）

【取組内容】2021年9月～

- ・応募者が少ない乗務員や作業員の女性の応募を増やすため、職場環境を整え、求人媒体の見直しや、会社説明会での活動を強化する。
- ・新卒者の採用について、女性乗務員や女性作業員の採用を検討する。
- ・結婚・育児・介護・配偶者の転勤等の理由での退職者に、再雇用の機会をつくる制度を検討する。
- ・男性従業員が担っている職務についても、範囲の拡大を図る。
- ・仕事と子育ての両立ができるよう、従業員の時間外労働の削減等、雇用環境の整備を行う。

(2) 年次有給休暇の取得を50%以上にする。

【取組内容】2021年9月～

- ・誕生日(誕生月)休暇等を取り入れ、有給休暇の取得を推奨する。
- ・定期的に取得状況を確認し、所属長との情報共有を行う。
- ・年次有給休暇の取得が少ない従業員については、取得促進に向けて、所属長と現状確認を行い、対策を講じる。